

## 無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 改正の内容

一 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。  
(第十四条関係)

二 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置が副次的に発する電波の限度を定めること。  
(第二十四条関係)

三 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の技術基準を定めること。  
(第四十九条の九関係)

四 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の技術基準を定めること。  
(第四十九条の十四関係)

五 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の技術基準を定め

ること。

(第五十四条関係)

六 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇

・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の周波数の許容偏差を定めること。  
(別表第一号関係)

七 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇

・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めること。  
(別表第二号関係)

八 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び簡易無線局並びに九五〇

・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。  
(別表第三号関係)

## 第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。